

令和4年広審第23号

裁 決

油送船Aのり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年10月19日23時17分僅か前

岡山県水島港西方水域

2 船舶の要目

船 種 船 名 油送船A

総 ト ン 数 999トン

全 長 69.90メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

3 事実の経過

Aは、平成18年12月に進水した、限定近海区域を航行区域とする船尾船橋型の鋼製液化ガスばら積船で、船尾楼甲板上に設けた3層の甲板室の最上層に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンド、同部右舷側にGPSプロッター、機関遠隔操縦装置及びバウスラスト操作盤、同部左舷側にレーダー2台をそれぞれ備え、a受審人ほか9人が乗り組み、石油化学製品約1,000トンを積載し、船首3.5メートル船尾4.5メートルの喫水をもって、令和3年10月19日14時05分山口県徳山下松港第1区を発し、水島港に向かった。

ところで、水島港西方水域には黒崎連島漁業協同組合に対して岡山県知事が免許した、4直線によって囲まれる免許番号岡区第93号（以下「93号漁区」という。）が設定されており、毎年10月1日から4月10日までの期間、93号漁区に浮流式のり養殖施設（以下、「のり養殖施設」という。）が敷設され、同漁区外縁に光達距離が5.5キロメートルで毎4秒に黄色1閃光を発する標識灯6個、光達距離が4.5キロメートルで毎4秒に黄色1閃光を発する小型の標識灯8個がそれぞれ設置されていた。

そして、a受審人は、水島港に一度入港した経験があり、同港西方水域にのり養殖施設が敷設されていることを知っていたものの、93号漁区の設定範囲等、その詳細を把握していなかったが、発航に先立ち、携帯電話で漁具の設置情報を一見して、漁具が陸岸寄りに設置されているので、錨地までの航行に支障ないと思い、正確な設置位置を把握した上で航海計画を立案するなど、水路調査を十分に行うことなく、GPSプロッターに針路線を入力した。

また、a受審人は、船橋当直を各直2人で当たる4時間3直制とし、19時45分次席一等航海士とともに昇橋して船橋当直に就き、レー

ダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室前部中央付近に立って三原瀬戸を通峡して備後灘を東航した。

a 受審人は、23時05分僅か過ぎ水島港玉島防波堤灯台（以下「玉島防波堤灯台」という。）から238度（真方位、以下同じ。）4.34海里の地点で、針路を072度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分210にかけて13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、岡山県三郎島沖合を航過し、水島ポータルラジオと交信して予定錨地付近に外国船が錨泊していることを知り、同船を目視しながら続航した。

こうして、a 受審人は、23時14分僅か過ぎ玉島防波堤灯台から227.5度2.47海里の地点で、93号漁区の南西端に至り、23時16分同灯台から223度2.10海里の地点で、錨泊中の外国船を避けるため同船の船尾方に向けて針路を左方に転じたところ、23時17分僅か前玉島防波堤灯台から221.5度1.91海里の地点において、Aは、船首が056度になったとき、原速力のまま、同漁区に進入してのり養殖施設を乗り切った。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

a 受審人は、のり養殖施設を乗り切ったことに気付かないまま予定錨地に投錨し、翌20日海上保安庁からの連絡で本件発生を知り、事後の措置に当たった。

その結果、Aは、船尾船底に擦過傷を生じ、のり養殖施設は、養殖枠ロープの切損、フロートの流失等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件のり養殖施設損傷は、水島港に向けて徳山下松港を発航する際、水路調査が不十分で、夜間、水島港西方水域において、のり養殖施設に向けて針路を転じたことによって発生したものである。

a 受審人は、水島港に向けて徳山下松港を発航するのに先立ち、GPSプロッターに針路線を入力する場合、水島港西方水域にのり養殖施設が敷設されていることを知っていたものの、93号漁区の設定範囲等、その詳細を把握していなかったのだから、正確な設置位置を把握した上で航海計画を立案するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、携帯電話で漁具の設置情報を一見して陸岸寄りに設置されているので、錨地までの航行に支障ないと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、93号漁区に接航する針路線をGPSプロッターに入力し、夜間、同針路線に沿って航行中、針路を左方に転じて同漁区に進入し、船体及びのり養殖施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して、同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月7日

広島地方海難審判所

審判官 丸 田 稔